

<タイその他経営関連情報>

タイ国工業団地公社、工業団地内で

操業可能なサービス業を発表

2008年12月

独立行政法人日本貿易振興機構(ジェトロ)

本報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）バンコク・センターが現地コンサルティング会社Bryan Cave International Trade (Thailand) Ltd.に作成委託し2008年12月現在入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。また、掲載した情報・コメントは筆者およびジェトロの判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありませんこと予めお断りします。

ジェトロは、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロがかかる損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書にかかる問い合わせ先：
独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）
進出企業支援・知的財産部 進出企業支援課

〒107-6006
東京都港区赤坂1-12-32
Tel: 03-3582-5017

＜タイその他経営関連情報＞

タイ国工業団地公社、工業団地内で操業可能なサービス業を発表

タイ国工業団地公社は工業団地内で操業可能なサービス業を発表し、2008年12月1日に官報に公示され、実施した。その内容は以下のとおりである。

1. 工業製品または工業製品で製造される物品による購入販売業
2. 輸送業（ロジスティックス）およびサプライチェーン（例えば、倉庫サービス、輸送センター、配給所など）
3. 展覧会、展示会、セミナーセンター業
4. 修理、メンテナンスおよびエンジニアリングサービス業
5. 工業による研究開発業
6. テレコミュニケーションサービス (Telecommunication Service)、コンピューターサービス (Computer Service)、情報提供サービス (Information Service)、マルチメディアサービス (Multimedia Service) および娯乐的エンターテインメントサービスとその記録メディア関連業 (Documentary & Entertainment Media Service)
7. 健康関連サービス業（例えば、病院、保健所、健康センター、スポーツセンター、健康回復静養管理センターなど）
8. 教育によるサービス業（例えば、教育センター、研修センターなど）
9. その他の関係サービス

コメント

サービス業は外国人事業法で出資比率 50%を超える外資企業は操業できないと限定されている。ただし、出資比率 50%を超える外資企業がサービス業を行える場合は、商務省からの承認、または、投資奨励委員会 (BOI) からの奨励が必要となっている。この通達が実施され、今後出資比率 50%を超える日系企業の外資がサービス業を行う場合でも、タイ国工業団地公社からの承認があれば操業可能となる。

(報告書作成委託先現地コンサルティング会社：Bryan Cave International Trade (Thailand) Ltd.)